

兵庫県公報

平成27年9月11日 金曜日 第 2730 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	2	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	2	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	4	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	5	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）	5	5
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	5	5
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	6	6
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6	6
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	6	6
公 告		
○ 平成28年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集（文書課）	7	7
病院局告示		
○ 料金の収納事務の委託	9	9
○ 同 上	9	9
○ 同 上	10	10
○ 同 上	10	10
○ 同 上	10	10
○ 同 上	10	10
○ 同 上	11	11
○ 同 上	11	11
○ 同 上	11	11
○ 同 上	11	11
○ 同 上	11	11
○ 同 上	12	12
○ 料金の徴収事務の委託	12	12
○ 同 上	12	12
○ 同 上	12	12
○ 同 上	12	12
○ 同 上	13	13
○ 料金の収納事務の委託	13	13
県議会事務局公告		
○ 兵庫県議会情報公開条例の運用状況	13	13
公安委員会規則		
○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	14	14

公布された法令のあらまし

●兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第10号）

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正により、新たに小野警察署が設置されること並びに社警察署の名称及び管轄区域が変更されることに伴い、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第760号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成27年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
フタバ眼科	明石市大久保町ゆりのき通2-2-6 SHUNDO BLD. 3階・4階	平成27年7月4日
ふじクリニック	芦屋市精道町6-13	同 年8月1日
にしだい診療所	伊丹市中央1-9-12 三輪ビル3F	同 年7月1日
たなか歯科クリニック	たつの市龍野町富永878-1	同 年6月30日
ふじ薬局	小野市船木町2	同 年7月1日
福井診療所	養父市関宮626-1	同
セオ薬局	朝来市山東町矢名瀬町896-2	平成27年6月4日
伊藤医院	多可郡多可町八千代区中野間1107-3	同 年7月1日



兵庫県告示第761号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成27年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
医療法人社団山村耳鼻咽喉科医院	加古川市加古川町溝之口778	住所表示
もりすえ眼科	同 市加古川町溝之口701 加古川駅前立体駐車場ビル2階	同
オグラ歯科医院	同 市加古川町寺家町647	同
ウエルシア川西能勢薬局	川西市栄町10-5-104 パルティ川西1F	医療機関名称

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地

フタバ眼科	明石市大久保町ゆりのき通2-2-4 INUIビルディング3階
藤原皮膚科	芦屋市公光町9-6
にしだい診療所	伊丹市西台1-2-3 山本不動産ビル3階
あおぞら薬局	宝塚市長尾町78
大橋外科	三木市末広3-10-5
福家歯科医院	川西市栄町10-5-404
ふじ薬局	小野市船木町2
アンサー調剤薬局	三田市すずかけ台4-12-2
ゴダイ薬局八鹿病院前店	養父市八鹿町下網場396-13
おかの花訪問看護ステーション	丹波市春日町山田170
セオ薬局	朝来市山東町矢名瀬町916-1
晴風園訪問看護センター	川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3
伊藤医院	多可郡多可町八千代区中野間1107-3

3 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
スプリングテラス訪問看護ステーション	明石市松が丘2-4-8
赤穂市民病院西部診療所	赤穂市新田1011-1



兵庫県告示第762号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成27年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
平岡産婦人科	芦屋市打出小槌町14-6
なかにしクリニック	同 市船戸町3-23-301
藤本歯科医院	同 市大原町5-2 ポトラビル4階
芦屋ファミリー歯科クリニック	同 市浜町10-5 タカダメディカルビル2F



兵庫県告示第763号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防

支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成27年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
下加茂のあわじ薬局	洲本市下加茂1-2-36	有限会社イトーヤク	神戸市長田区西丸山町3-3-9	平成27年8月3日
あわじ薬局	同 市塩屋1-1-146	同 上	同 上	同
但東愛の園デイサービスセンター	豊岡市但東町久畑126	社会福祉法人ぶどうの枝福祉会	神戸市須磨区妙法寺字野路山1053	平成27年5月1日
小規模多機能型居宅介護ゆとり庵尾上	加古川市尾上町長田254-1	社会福祉法人博愛福祉会	加古川市平岡町新在家2333-2	同 年6月22日
医療法人社団礪崎医院	川西市南花屋敷4-6-16	医療法人社団礪崎医院	川西市南花屋敷4-6-16	同 年4月1日



兵庫県告示第764号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成27年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社居宅介護支援事業所	芦屋市浜芦屋町3-26	一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社	芦屋市浜芦屋町3-26	事業者名称
一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社訪問介護事業所	同 上	同 上	同 上	同 上
芦屋市精道地域包括支援センター	芦屋市呉川町14-9	同 上	同 上	所在地

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
エルケア株式会社エルケア芦屋ケアセンター	芦屋市川西町2-37 芦屋サウザンドビル308号	エルケア株式会社	大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル25階
おかの花訪問看護ステーション	丹波市春日町山田170	社会福祉法人三相園福祉会	丹波市春日町黒井2282-3

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地

スプリングテラス訪問看護 ステーション	明石市松が丘2-4-8	社会福祉法人明和会	明石市松が丘4-1-43
------------------------	-------------	-----------	--------------



兵庫県告示第765号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成27年 9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所	指定年月日
しみず鍼灸治療院	明石市東仲ノ町2-9 R2 フラット久保402W	清 水 理 照	尼崎市武庫川町3-34-1	平成27年8月1日
株式会社ベンリ	豊岡市昭和町1-7	小 嶋 記 誉	豊岡市高屋1083-6 エクセ レントハイツ102	同 年6月19日



兵庫県告示第766号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成27年 9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所
こころ明石鍼灸治療院	明石市東仲ノ町2-9 R 2フラット久保402W	清 水 理 照	尼崎市武庫川町3-34-1
本田鍼灸治療院	明石市大久保町江井島837- 12	本 田 豊 重	明石市大久保町江井島837- 12



兵庫県告示第767号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成27年 9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成27年兵庫県告示第108号により指定した区域（高砂市米田町塩市字明田124番1、124番4、124番5、125番1、127番1及び127番3の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第768号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成27年8月24日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 又 は 名 称 有限会社正元
主たる営業所の所在地 神戸市垂水区山手5-3-1
代 表 者 の 氏 名 武 次 勲
許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-25）第116442号

- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

- (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業にかかる営業の全部
- (2) 期間

平成27年9月12日から同月14日までの3日間

- 4 処分の原因となった事実

有限会社正元は、満18歳に満たない労働者を足場の解体作業に就かせ、当該年少労働者が足場から転落し、重篤な後遺障害を残す災害を引き起こしたため、神戸簡易裁判所から罰金20万円の判決を受け、平成27年6月3日に刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。



兵庫県告示第769号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
桜ノ界地	神戸市	須磨区	妙法寺	桜ノ界地	104番2、104番42の一部、104番57の一部、104番59の一部、104番60の一部、104番61の一部



兵庫県告示第770号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成27年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 神戸ダイトク株式会社
 代表者の氏名 大 澤 一 郎
 住所 神戸市兵庫区湊町4丁目1-32
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称) 湊町ホテル
 所在地 神戸市兵庫区湊町4丁目1-32
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課
 縦覧期間 平成27年9月11日から同月24日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 平成27年9月11日から同月24日まで
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

平成28年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集

平成28年度において、本庁の各課室が使用する事務用共通封筒の裏面に有料広告を掲載する企業・団体（以下「広告掲載権者」という。）を募集する。

平成27年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 広告の掲載期間・広告媒体
 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間において、本庁の各課室が用品単価契約により調達する県封筒（以下「県封筒」という。）に広告を掲載する。
 (注) 本庁各課室による県封筒の使用は、在庫状況等により、次のようなケースが生じる。
 ア 平成28年度において、前年度以前に調達した旧版の県封筒が使用される。
 イ 平成28年度に調達した県封筒が、翌年度以降に使用される。
- 2 県封筒の仕様等

封筒の種類	長形3号（定型）	角形2号（A4判）
用紙	クラフト紙、サイド貼り	同左
広告掲載箇所	裏面（縦11cm以内×横16cm以内）	裏面（縦20cm以内×横22cm以内）
広告刷り色	黒1色	同左
その他	(1) 広告デザインは、2種類の封筒について同一のものでも可。 (2) 枠外に次の旨を表記する。 「（広告内容に関するお問合せ先）〇〇〇〇（広告主の名称・電話番号） 兵庫県では、財源確保のため、企業等の広告を掲載しています。」	

(参考) 過去の発注実績

年 度	長形3号（定型）	角形2号（A4判）
平成23年度	341 千枚	333.0 千枚
24年度	400 千枚	342.5 千枚
25年度	348 千枚	262.0 千枚
26年度	333 千枚	323.5 千枚

- 3 県封筒の主な使用先

県内市町、各省庁、各種団体、県民及び企業等

4 募集する広告掲載権者

広告掲載権者は、長形3号及び角形2号の2種類の県封筒を通じて1者とする。ただし、複数の企業・団体が、代表となる企業・団体を定めて共同して応募し、上記2の広告掲載スペースを分割して複数の企業・団体の広告を掲載することができる。

5 広告掲載権者の要件

次のいずれかに該当する企業・団体は、広告掲載権者になることができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 県税について滞納がある者
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他広告掲載権者として適当でないと県が認める者

6 広告の掲載基準

県封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、兵庫県への信頼を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当する場合は、掲載できない。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 第三者をひぼう中傷又は排斥するもの
- (4) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義、主張又は意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の発生及び拡大のおそれがあるもの
- (9) 当該広告内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (11) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 青少年の健全な育成に反するおそれがあるもの
- (13) 個人の氏名広告に当たるもの
- (14) 求人広告に関するもの
- (15) その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

7 応募における提出書類

- (1) 応募を希望する企業・団体は、アの申込書に応募金額を明記の上、イからエまでの書類等を添えて提出すること。

ア 平成28年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載申込書（様式第1号）

イ 広告デザイン原稿（長形3号掲載用及び角形2号掲載用の2種類とし、電子データ及びこれを紙出力したものによる。）

ウ 企業・団体の概要（事業の内容・実績、資本金、従業員数等）を記載した書類

エ 上記5の(1)から(5)までの要件に該当しないことの誓約書（様式第2号）

ア及びエの様式は、兵庫県のホームページに掲示する。

URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/huto2015.html>

- (2) 上記4のただし書の場合における前項の書類の提出に当たっては、代表となる企業・団体を明示するとともに、連名で提出すること。
- (3) 広告デザイン原稿の作成その他の応募に要する費用は、応募者の負担とする。

8 広告掲載料（応募金額）

- (1) 広告掲載料の応募に係る最低制限価格は、長形3号及び角形2号の2種類の封筒を合わせて、100万円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。
- (2) 決定された広告掲載権者(上記4のただし書の場合にあっては、申込書に記載された代表者)は、兵庫県が別に指定する日までに、兵庫県が指定する方法により広告掲載料(応募金額)を納付しなければならない。
- (3) 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、特別の事情があると県が認めるときはその全部又は一部を返還する。

9 広告掲載の申込期間・申込方法

平成27年9月18日(金)から同年10月9日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、上記7(1)の書類等を下記13の場所へ持参又は郵送(平成27年10月9日(金)必着)により提出すること。

10 広告掲載権者の決定

- (1) 兵庫県は、応募のあった企業・団体のうち、6に記載する広告掲載基準に合致し、かつ、8に記載する最低制限価格以上で、最高の価格を提示した者を広告掲載権者に決定する。

なお、適当な者がいないときは、広告掲載権者を決定しないことがある。

- (2) 結果については、速やかに応募のあった企業・団体に通知する。

11 広告掲載権者の責務

- (1) 広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。

- (2) 広告掲載権者が上記5の要件に違反し、又は掲載する広告が上記6の基準に違反することが判明した場合は、兵庫県は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲載権者が負担するものとする。

12 契約の締結

兵庫県は、広告掲載権者を決定したときは、当該広告掲載権者と県封筒への広告掲載に関する契約を締結する。

13 問合せ先及び申込先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 兵庫県企画県民部文書課 文書管理班
 T E L (078) 341-7711 内線2043
 F A X (078) 362-3902

病 院 局 告 示

兵庫県病院局告示第4号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成27年9月11日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

1 委託した事務の範囲

県立尼崎病院及び県立塚口病院の医事業務における料金収納事務

2 委託した相手方の所在地及び名称

東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
 株式会社ニチイ学館

3 委託の期間

平成26年1月1日から平成27年6月30日まで



兵庫県病院局告示第5号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成27年9月11日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

1 委託した事務の範囲

県立尼崎総合医療センターの医事業務における料金収納事務

- 2 委託した相手方の所在地及び名称
東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地
株式会社ニチイ学館
- 3 委託の期間
平成27年 7月 1 日から平成28年 3月31日まで



兵庫県病院局告示第 6 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成27年 9月11日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立塚口病院の夜間事務当直業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
尼崎市東難波町 4 丁目11番33号
株式会社誠和管財
- 3 委託の期間
平成27年 4月 1 日から平成27年 6月30日まで



兵庫県病院局告示第 7 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成27年 9月11日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立西宮病院の医事業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
神戸市中央区伊藤町119番地
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- 3 委託の期間
平成25年12月 1 日から平成30年11月30日まで



兵庫県病院局告示第 8 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成27年 9月11日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立加古川医療センターの医事業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地
株式会社ニチイ学館
- 3 委託の期間
平成26年10月 1 日から平成31年 9月30日まで



兵庫県病院局告示第 9 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成27年 9月11日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲

県立淡路医療センター及び県立粒子線医療センターの医事業務における料金収納事務

- 2 委託した相手方の所在地及び名称
東京都千代田区神田佐久間町3丁目2番地
株式会社ソラスト
- 3 委託の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで



兵庫県病院局告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成27年9月11日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立光風病院の医事業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
神戸市中央区伊藤町119番地
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- 3 委託の期間
平成26年4月1日から平成29年9月30日まで



兵庫県病院局告示第11号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成27年9月11日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立柏原病院の医事業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
東京都千代田区神田佐久間町3丁目2番地
株式会社ソラスト
- 3 委託の期間
平成26年10月1日から平成30年3月31日まで



兵庫県病院局告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成27年9月11日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立こども病院の医事業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号
株式会社ソラスト神戸支社
- 3 委託の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで



兵庫県病院局告示第13号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成27年9月11日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲

県立がんセンターの医事業務における料金収納事務

- 2 委託した相手方の所在地及び名称
神戸市中央区伊藤町119番地
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- 3 委託の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで



兵庫県病院局告示第14号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成27年9月11日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立姫路循環器病センターの医事業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
株式会社ニチイ学館
- 3 委託の期間
平成24年10月1日から平成29年9月30日まで



兵庫県病院局告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。
平成27年9月11日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立塚口病院の駐車場管理業務における料金徴収事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
尼崎市東難波町4丁目11番33号
株式会社誠和管財
- 3 委託の期間
平成26年4月1日から平成27年6月30日まで



兵庫県病院局告示第16号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。
平成27年9月11日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立こども病院の駐車場管理業務における料金徴収事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
大阪市中央区今橋4丁目1番1号
タイムズ24株式会社
- 3 委託の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで



兵庫県病院局告示第17号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。
平成27年9月11日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲

県立がんセンターの駐車場管理業務における料金徴収事務

- 2 委託した相手方の所在地及び名称
西宮市六湛寺町9番16号
日本管財株式会社

- 3 委託の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで



兵庫県病院局告示第18号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。
平成27年9月11日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立尼崎病院、県立尼崎総合医療センター、県立塚口病院、県立西宮病院、県立加古川医療センター、県立淡路医療センター、県立光風病院、県立柏原病院、県立こども病院、県立がんセンター、県立姫路循環器病センター、県立粒子線医療センター、兵庫県災害医療センターの料金に係る未収金の徴収事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号
弁護士法人 館野法律事務所
- 3 委託の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで



兵庫県病院局告示第19号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成27年9月11日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立こども病院のファミリーハウス管理業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
大阪市中央区淡路町4丁目2番15号
株式会社パソナ
- 3 委託の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

県 議 会 事 務 局 公 告

兵庫県議会情報公開条例の運用状況

兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）第34条の規定により、平成26年度における運用状況を次のとおり公表する。

平成27年9月11日

兵庫県議会議長 石 川 憲 幸

- 1 公文書公開及び不服申立ての状況

(単位：件)

区 分	公 文 書 の 公 開					不 服 申 立 て 件 数
	請求件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	その他	
件 数	2,463	168	2,267	13	15	0

2 情報提供の状況
提供件数 150件

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 9月11日

兵庫県公安委員会
委員長 辰 馬 章 夫

兵庫県公安委員会規則第10号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第46条の2第1項の表中「社」を「小野、加東」に改める。

附 則

この規則は、平成27年11月2日から施行する。